

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるものうち」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第四項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 平成二十年度における第四十三条第二項の規定の適用については、同項中「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「、地方税等減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」とする。</p>